

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則
（県例規集登載）

男女共同参画青少年課

【告示】

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

都市計画課

【公告】

○ 建設業の許可の取消し

監理課

○ 基本測量の終了

”

【正誤】

○ 岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領の一部改正の正誤
（県例規集登載）

総務学事課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第二号

岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県青少年問題協議会規則の一部を改正する規則

岡山県青少年問題協議会規則（昭和二十九年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「左の各号」を「次」に、「掌る」を「つかさどる」に改め、同項各号中「きよう正」を「矯正」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

協議会は、委員二十五人以内で組織する。

第二条第四項中「任命」を「任命され、」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第四号の」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 委員は、関係行政機関の職員又は学識経験を有する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

第三条第一項中「二人」を「一人」に、「委員」を「会長及び副会長は、委員」に改める。

第七条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において岡山県青少年問題協議会の委員である者は、施行日において改正後の第二条第二項の規定により岡山県青少年問題協議会の委員として任命され、又は委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第三項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までとする。

平成26年1月28日 岡山県公報 第11554号

◎岡山県告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業赤磐市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年一月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
赤磐市	岡山県南広域都市計画 下水道事業 赤磐市公共下水道	昭和四十六年八月二十三日から 平成二十九年三月三十一日まで	収用の部分 平成二十四年岡山県告示第百八十五号の事業地から赤磐市桜が丘西八丁目を削除する。 使用の部分 なし

〔三七〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十六年一月二十七日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十六年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 商号又は名称 アドタッチ株式会社

二 代表者の氏名 楠田 崇

三 主たる営業所の所在地 岡山市北区大元上町二一―一四

（登記上は、岡山市北区野田二丁目一〇―一五）

四 許可番号 岡山県知事許可（般―二〇）第二三三二四号

五 許可年月日 平成二十一年三月三十日

六 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業

七 処分の原因となった事実

アドタッチ株式会社は、平成二十四年四月十三日午後五時岡山地方裁判所の破産手続開始決定を受けた。このことは、建設業法第二十九条第一項第四号に該当する。

〔三八〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年一月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
高梁市、赤磐市、真庭市、苫田郡鏡野町、加賀郡吉備中央町	基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）	平成二十五年十二月十八日
津山市、井原市、真庭市	基本測量（三角点標高改定のための三角点改測）	平成二十五年十二月十八日
岡山市	基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）	平成二十五年十二月十八日

一・終わりが ら六 一・終わりが ら四	十二月	頁・行
一二月		誤
		正

(二) 平成二十四年三月二十三日付け公布岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名
停止等要領の一部改正(岡山県告示第二百十号)に誤りがあつた。